

第58回岩手県環境審議会 会議録

日 時 令和7年9月19日（金）
14：00～
場 所 岩手県庁 12階特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 第4次岩手県循環型社会形成推進計画の基本的方向について（資料1）
- (2) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しに係る基本的方向について（資料2）
- (3) 岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について（資料3）

4 報 告

- (1) 令和6年度岩手県環境基本計画の進捗状況について（資料4）
- (2) 令和7年度岩手県環境審議会自然・鳥獣部会の審議結果について（資料5）
- (3) 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の見直しの方向性について（資料6）

5 その他

6 閉 会

（出席委員）

石川奈緒委員、伊藤歩委員、岩井光信委員、渋谷晃太郎委員、鈴木まほろ委員、武田哲委員、塚本善弘委員、寺長根実委員、盛合敏子委員、山内貴義委員、緒方弘志特別委員

（リモート出席委員）

小野寺真澄委員、篠原亜希委員、辻盛生委員、晴山渉委員、中尾吉宏特別委員（樋川満氏代理出席）

（欠席委員）

大友幸子委員、小野澤章子委員、齊藤貢委員、櫻井麗賀委員、佐々木千恵子委員、佐藤美加子委員、菅原情子委員、高田貞一委員、丹野高三委員、柁屋伸夫委員、木野正登特別委員、
(五十音順)

1 開 会

○ 内城副部長兼環境生活企画室長

皆様おそろいでございますので、ただいまから第58回岩手県環境審議会を開催したいと存じます。

私は事務局を担当しております環境生活部副部長の内城でございます。暫時、司会を

務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は委員 27 名のうち、16 名の御出席をいただいております。過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第 7 条第 2 項の規定によりまして、会議が成立していることを御報告いたします。

なお新しく委員となられた方がいらっしゃいますので御紹介をいたします。

最初に柂屋伸夫委員でございます。本日は御欠席でございます。

次に、東北地方整備局の中尾吉宏特別委員でございます。本日は代理の樋川満様が、リモートでの御参加でございます。よろしくお願いいたします。

また、当審議会でございますが、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報を県のウェブサイトに掲載することとしておりますので、あらかじめ御了承を願います。

それでは開会にあたりまして環境生活部長の中里より御挨拶を申し上げます。

○ 中里環境生活部長

皆様、大変お疲れ様でございます。第 58 回岩手県環境審議会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方にはお忙しい中、出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より本県の環境行政の推進に格別の御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

5 月に諮問をさせていただきました。環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、循環型社会形成推進計画の 3 つの計画につきましては、各特別部会においてその策定、見直しの方向性について御審議をいただきました。

本日は、各特別部会での審議結果を踏まえました答申案について御審議をいただくこととしております。

限られた時間になりますが、委員の皆様におかれましては、本日も忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○ 内城副部長兼環境生活企画室長

それでは、次第の「3 議事」に入りたいと思います。

以降の進行につきましては、岩手県環境審議会条例第 3 条第 2 項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、渋谷会長にお願いしたいと存じます。

渋谷会長よろしくお願いいたします。

○ 渋谷会長

はい、それでは早速会議の次第により議事を進めて参ります。今日はよろしくお願いいたします。

いたします。

まず、議事『(1) 第4次岩手県循環型社会形成推進計画（第6次岩手県廃棄物処理計画）の基本的方向について（答申案）』を議題といたします。

循環型社会形成推進計画策定特別部会の塚本部長様から、概要の説明をお願いいたします。

○ 塚本部長

はい、それでは資料の1を御覧ください。資料1-1、1ページ目の1番の循環型社会形成推進計画策定特別部会の設置についてから御説明いたします。

岩手県では令和3年3月に策定しました第3次岩手県循環型社会形成推進計画の計画期間が令和7年度、本年度で終了することから、第3次計画策定以降の社会情勢の変化などを踏まえました次期計画を策定することとしておりまして、先般今年5月に開催された、前回の第57回岩手県環境審議会において、第4次の岩手県循環型社会形成推進計画の策定に係る基本的方向について、岩手県知事から諮問がなされました。

そして、このことについて専門的な見地から集中的効率的に審議していくため、当審議会に循環型社会形成推進計画策定特別部会が設置され、審議会会長から同特別部会の構成員として私を含めて、1ページの下の方の表にありますとおり7名の委員が指名されました。

続けて次のページを御覧ください2ページ目です。上の2の審議の状況についてです。令和7年7月以降、本特別部会を2回開催しまして、本日これからお諮りする答申案の内容を審議いたしました。

それでは、その下の答申案の詳細の中身につきましては、事務局の方から御説明を続けていただきたいと思います。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

はい、資源循環推進課の古澤でございます。私の方から詳細について御説明をさせていただきます。使う資料は資料の1-2になります。「第4次岩手県循環型社会形成推進計画の基本的方向について」です。

2ページ目をお願いします。目次、説明内容についてです。まず初めに、議論の経過、その次に基本的方向として、現状と課題、目指す姿、施策目標、まとめを最後に今後のスケジュールについて御説明します。

3ページをお願いします。計画の位置づけでございます。循環型社会形成推進基本法に基づく計画でございまして、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画、それから廃棄物処理施設の広域化計画の側面を併せ持つものになります。

なお、上位計画である岩手県民計画、環境基本計画を踏まえた循環型地域社会の形成に関する部門計画になります。この計画は、廃棄物処理法の規定によりまして審議会の

意見を聞く必要があることから、諮問し特別部会で審議してきたものでございます。

4 ページをお願いします。審議の経過としましては記載のとおり、2 回の特別部会で審議をして参りました。

5 ページをお願いします。ここからは、計画の基本的方向についてです。

まず、背景としまして国の循環計画がございまして、ポイントとなるのが、この資料の中頃に記載しております循環経済・サーキュラーエコノミーへの移行になります。これによる効果としましては、環境汚染等の社会的課題の解決とともに、経済的な成長、質の高い暮らしの実現にも資するというものでございます。

6 ページをお願いします。現状と課題になります。一般廃棄物、主に生活系のごみの排出量になりますが、棒グラフで示している総量、それから折れ線グラフで示しております1人1日当たりの排出量ともに減少傾向ではありますが、全国平均、青色の折れ線グラフが全国平均を示しており、赤折れ線グラフの岩手県を示しているのですが、全国平均を上回っている、少し多いという状態であることから、さらなる減量化のための取組が必要と考えてございます。

7 ページをお願いします。こちらは、産業廃棄物、つまり事業に伴って排出される廃棄物についての現状と課題になりますけれども、こちら産業廃棄物についても、減少傾向にはありますが、再生利用されていない廃棄物、このグラフでいうと黄色で着色されている部分が焼却等による減量化量ということで再利用されていない部分になりますが、これが約 40%になってございますので、再生利用等の取組を推進する必要があると考えてございます。

8 ページをお願いします。その他の課題としまして、ポツの最初のところにありますが、海岸漂着物対策、食品ロス削減など、6 項目程度の課題を想定してございます。

9 ページをお願いします。目指す姿としましては、「循環経済への移行で質の高い生活が持続するいわて」というようなキャッチフレーズとしまして、イメージ図としまして左側ですね、原料と調達から廃棄までが、一方向のリニアエコノミーから、リサイクル工程で付加価値を高め、全て循環サイクルに乗せるサーキュラーエコノミーへの移行を目指すことを、この図で表現してございます。

10 ページをお願いします。現状、課題と目指す姿から取り組むべき施策の柱立てを、3 本柱といたしました。なお、上位計画である県民計画、環境基本計画と整合を図るという形で設定をさせていただいております。3 本柱ですけれども1つは「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進」、2つ目としましては「災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築」、3つ目としては「廃棄物の適正処理の推進」ということでございます。

11 ページをお願いします。主な施策を列挙してございます。資源循環の推進分野としましては、朱書きで書いておりますけれども、循環経済への移行に取り組む事業者への支援などでございます。中段の持続可能な処理体制の構築分野としましては、効率的

なごみ処理体制のためのごみ処理広域化の推進などがございます。3つ目や一番下の段になりますが、廃棄物の適正処理分野としましては、不適正処理防止のための産廃Gメン、ドローンによる監視などになります。

12 ページをお願いします。計画の目標、数値目標になります。目標設定項目につきましては、現行計画と同じでございまして、目標値は現状を踏まえて設定をいたしました。一般廃棄物に関する目標値設定項目としましては、リサイクル率などがございます。産業廃棄物に関する目標設定項目は、産業廃棄物排出量などがございます。

13 ページをお願いします。ここで目標値設定項目のうちリサイクル率について詳しく説明をさせていただきます。このリサイクル率につきましては、環境基本計画、温暖化実行計画にも指標設定されているということ、また、目標値設定に関しまして、特別部会で活発に議論いただいたことから少し説明をさせていただきます。結論から申し上げますと、最終案としましては、令和12年度の目標値を23%に設定をいたしました。設定根拠ですが、下のところにあるグラフが書かれております。国の現状値、リサイクル率の現状値が、19.5%と国の目標値26%の関係が、6.5ポイントの増となっていますので、これを、本県の数値に当てはめる、赤線のところで当てはめると、本県の現状値16.4%に、6.5ポイント加え小数点以下を丸めた数字が23%になります。なおリサイクル率が伸びない理由としましては、右の方に箱囲みで示しておりますけれども、スーパーなどでの店頭回収量が行政では把握が難しいということで含まれていないということ、それから、リサイクル量の多くを占める紙類、これの回収量が減少しているためと考えられます。また、紙類の回収率減少というのは、ペーパーレス等の取組が浸透してきたということで、使用量が減少しているためと推察してございます。

14 ページをお願いします。計画の基本的方向のまとめエッセンスになります。計画期間は令和8年度から12年度までの5ヵ年、目指す姿は「循環経済への移行で質の高い生活が持続するいわて」、施策の3本柱は、1つ目「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進」。2つ目「災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築」。3つ目「廃棄物の適正処理の推進」。数値目標につきましては、一般廃棄物関係5項目、産業廃棄物関係5項目、物質フローを合わせて11項目としてございます。

15 ページをお願いします。今後のスケジュールになります。本日の答申案審議の後、議会報告、パブコメ、地域説明会を行いまして、1月中旬の当審議会で最終報告、最終報告させていただき、議会報告それから年度末策定を予定してございます。説明は以上です。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様から御質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。伊藤委員さんお願いします。

○ 伊藤委員

伊藤です。御説明ありがとうございます。今、御説明いただいた一般廃棄物のリサイクル率のところですけども、下方修正されるということですけども、この中で向上の取組とかも、こちらに示されているのですが、生ごみですね。生ごみについては、例えばバイオガス化するだとか、或いはコンポストするっていうことが、リサイクルに繋がるのかなと思いますけれども、そのあたりを促進していこうといった、その議論みたいなのがその特別部会の方であったのかっていう点と、それから岩手県の方では、その生ごみに対するその取組をどのようにお考えなのか。ちょっと聞かせていただければと思います。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

はい、まず1点目のリサイクルの実際的な取組につきましては、それほど特別部会での議論はなく、むしろその設定の仕方について議論がありました。これまでのリサイクル率の推移を示しているのですけれども、高めの設定に対して下がってきているということで、これに対しての目標値、当初の設定値が高すぎるのではないかと。もう少しいろいろな取組をして上げていく姿勢はいいのだけれども、現実的な設定値が良いのではないかなというようなことが、意見として出され、今回 23%ということで目標値設定させていただいたのですけれども、その設定の根拠や考え方はしっかり整理すべきだという意見が出ました。

それから2つ目ですね、県としてリサイクル率を上げるためのバイオマスとしての利活用ということにつきましては、バイオマスとしての利活用も含めた、あらゆる減量化、リサイクル率向上のための取組というのは、進めていきたいと思っていますし、毎年1回開催しているごみ処理減量化・有料化研究会において、ごみの減量化等の取組について情報共有するとともに、市町村の方にも周知しております。

○ 伊藤委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。石川委員さん。

○ 石川委員

はい、石川です。1点、9枚目のところで、循環経済への移行というお話で、リニアエコノミーからサーキュラーエコノミーという図があるのですけれども、これは、現状はリニアエコノミーで、今後サーキュラーエコノミーに進んでいくというような形に見

えるのですけれども、実際はよくこの真ん中にリサイクリングエコノミーっていう図があるものが多いですね。現状、岩手県はリサイクリングエコノミーを進めているところだと思うのですが、それがあったほうがいいのかというような議論はなかったのでしょうか。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

そうですね、そこら辺までのご意見はなかったのですが、実際少し極端な表現になっております。これは環境白書の方から引用している資料でして、いかにわかりやすく表現するかという形で、リニアエコノミーからサーキュラーエコノミーということで表現させていただいているので、正確に表現することでわかりづらくなってしまうのかなというところもあって、今の段階ではこの形で表現させていただいているところです。

○ 石川委員

わかりました。そのあとにリサイクル率の話とかも出てくるので、リサイクルしているじゃないかっていうところとちょっと矛盾点がありますよね。実際リサイクリングエコノミーが今進んでいるけども、もっとリサイクルしていくっていうような形の方が、県民の皆様にはいいのかなと思います。これはコメントなので。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

はい、ありがとうございます。

○ 渋谷会長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○ 武田委員

御説明ありがとうございました。やはり、私も気になっているのがリサイクル率の上昇分ですね、これをこの後、今、滝沢市が所属する盛岡広域の中でも、この後、様々ごみの分別、それから処理方式、こういったものを決めて行くわけですが、ここまでは持って行くまでに、本当に住民の皆さんにどういう協力を仰ぐか、やはり一番難しいところだというふうに感じています。

実際、うちの市は、今現在稼働している焼却炉が熔融炉であること、そのところでは、リサイクル率は高くでるわけですね。ある程度、燃やせるものそれからあと不燃残渣、そういったものも、資源としてスラグになって出てくる。そうしたときに、これまでのこのリサイクル率が、うちの市は高く出ているんですが、分別することによってどう効果が出るかっていうことを住民の皆さんに知らしめていく、この難しさっていうの

をすごく感じています。やはりその部分で、どういう言葉で、或いはどういった意識改革を、そういった言葉でですね、この後、この数字だけではなくて、住民、県民の皆さんにどういう行動を促すか、その言葉のキーとなるものを決めていただければというふうに思っています。そこは広域の中でも共有しながら、そして市民或いは町民の皆さんに、同じ行動を促していくってことで、核となる言葉ですね。欲しいなっているように思っていますので、これもコメントですので、何かそういう、心に響く或いは行動を促す言葉をいただければというふうに思います。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

はい、ありがとうございました。リサイクル率という言葉自体はもうかなり浸透しているので、リサイクル率が上がる下がるっていうので、住民の方は環境に負荷が少なくなっているんだとか、頑張っているからみたいなことだとは思いますが、先ほど説明したように、社会のいろんな形態が変わってきて、いわゆる店頭回収はこのリサイクル率に含まれないことであるとか、あとは生活様式が変わってきて紙の使用量が減っていることもあるので、必ずしもそのリサイクル率を上げることが本当にいいのかっていうところは、議論としてはあるとは思いますが、部会の中で少しリサイクル率の議論になった際に出た意見とすると、今回設定している目標の指標はいくつかありますので、その1つ1つで評価をするのではなくて、他の指標との関係も踏まえた評価をする、例えばリサイクル率は上がってないけれども、1人1日当たりの排出量というのが、減っているってことになれば、つまりは廃棄物の発生量自体が減っているから、そのリサイクル量も減ってくるというように、むしろそのリサイクル率だけを見ると悪い方向に行ってるんじゃないかって思いがちですが、他の指標と関連させて評価することで、理解してもらいやすくなるのではないのかなというふうに思っています。

○ 渋谷会長

はい、武田委員失礼しました。今の御意見はコメントということなのですが、今後県民の皆さんに説明するときとか、そういう際に、十分今の御意見配慮していただいて、丁寧に御説明いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○ 武田委員

承知しました。

○ 渋谷会長

他にはいかがでしょうか。それでは、リモート出席の委員の皆様方から御質問いただきたいと思います。御質問がある場合は、挙手ボタンを押していただきたいと思います。辻委員お願いします。

○ 辻委員

はい、辻です。よろしくお願いします。聞こえますでしょうか。

○ 渋谷会長

はい、聞こえます。よろしくお願いします。

○ 辻委員

はい、先ほどのスライド 13 ページ、リサイクル率の話ですけれども、この中で 1 つ確認したいことは店頭回収分が含まれないのかどうかについてです。最近店頭回収が増えてきているというのは、私も実感しているところですが、これは先ほど説明では計算、集計できないから含まれないというふうにも聞き取れたのですが、制度として含まないというふうな御回答もあったように思うのですね。どちらであるのかということと、あと全国のリサイクル率の推移から見ると岩手県は、漸減傾向がちょっと強くできるように思えるのですが、全国でも店頭回収を全部含めないでやっているのかどうか、そのあたりの確認を取りたいと思います。よろしくお願いします。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

はい、制度的なものになります。一般廃棄物のリサイクル率の計算方法が決まっております。市町村が集めた一般廃棄物のうちのリサイクルされている割合ということでございます。

それから、全国の数値につきましても同様でございます。

○ 辻委員

わかりました。ありがとうございます。そうするとだんだん下がってきている岩手県のこの実態が逆に気になってきたりもします。先ほどの説明で一通りかもしれませんが、何か補足があればお願いしたいと思います。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

はい、この資料の右側に書いていますリサイクル率の低下の要因というところで、あげていること以上の根拠は持ち合わせてない状態です。

○ 辻委員

わかりました。大きな低下ではないですけど、これはちょっと目立ちますので少し気になっておりました。対策できればいいと思いますよろしくお願いします。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

はい、ありがとうございます。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。他にリモートの委員の方、御質問ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。会場の皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、他になれば本案をもちまして令和7年5月29日付け「第4次岩手県循環型社会形成推進計画（第6次岩手県廃棄物処理計画）の基本的方向について」に対する知事への答申とすることを決したいと思いますが、これについて御異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。リモートの方、御意見ないですね。はい。ありがとうございます。それでは、御異議がないようですので、本案をもって答申することについて、可決いたしました。お手元にお配りしてあります文書とあわせて、知事に答申することといたします。ありがとうございました。

それでは続きまして、次の議題、議事『(2) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しに係る基本的方法について（答申案）』を議題といたします。

部会長不在のために、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○ 千田グリーン社会推進課長

はい、事務局を務めております環境生活企画室グリーン社会推進課長の千田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2の方を御覧いただきたいと思います。資料2－1です。

令和7年5月29日に当環境審議会に諮問されました、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しに係る基本的方向につきまして、これまでの審議の経過と結果につきまして御報告いたします。

資料2－1、1番、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別部会の設置についてです。令和3年3月に策定いたしました本実行計画は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度を計画期間としており、その中間年に当たる令和7年度に指標や施策の達成状況、社会経済情勢の変化などを踏まえて計画を見直すこととしており、5月に開催されました当審議会において、中間年見直しに係る基本的方向について知事から諮問が行われたところです。

この審議会では専門的見地から集中的効率的に審議するために、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別部会を設置するとともに、審議会会長から同特別部会の構成員として、1ページの表のとおり7名の委員が指名されました。

2ページをお開きください。審議の状況です。本特別部会は6月4日以降、3回の会議を開催し、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直しの内容を審議したところでご

ございます。見直しの内容につきましては、資料 2－2 をお開きいただきたいと思います。資料 2－2 でございます。今回の答申案の概要について、この資料をもって説明させていただきます。

1 ページの「1 計画見直しの背景」については、本特別委員会の設置趣旨において説明した内容と同じでございます。

「2 見直しの方向性（答申案）」についてです。「(1) 計画期間」については、今回は中間年見直しのため、現行の計画期間の変更は行わないこととさせていただきたいと思っております。計画期間はすなわち令和 3 年度から令和 12 年度までということです。

続いて、「(2) 計画の目標」から「(4) 主要な指標」につきましては次のページで順次御説明いたします。

2 ページを御覧ください。初めに「(1) 計画の基本目標」の見直しの方向性について御説明いたします。まず、「①温室効果ガスの排出削減目標」についてですが、2030 年度の温室効果ガス排出量は、例えば世帯数の増加、業務床面積の増加、それから 1 人当たりの車両保有台数の増加などの若干の変更がございましたが、精査の結果、引き続き 2013 年度比で 57%削減する目標を維持することといたします。目標の精査に当たっては、直近の 2022 年度の温室効果ガス排出量の基準年度からの削減状況を踏まえながら、削減対策による削減量と森林などの吸収源対策による吸収量の見込みを加えまして、目標の変更の必要性を検討いたしました。見直しによる削減量は、このページの表の左側に記載のとおりでございます。なお基準年度の数字についても精査を行っておりまして、国の統計や地球温暖化係数の改定などによりまして、2013 年度の温室効果ガス排出量が、現行計画より 17 万トンほど増、2030 年度の目標排出量につきましては、約 8 万トン増となったところでございます。

続いて 3 ページ、②の「再生可能エネルギー電力自給率を」御覧ください。再生可能エネルギーの導入につきましても、今後も増加が見込まれております。その一方で、東北地方全体として半導体工場やデータセンターの新增設等が見込まれるなど、2024 年度から 2034 年度の電力需要量の増加も東北エリア全体としては想定されているところでございます。しかし本県におきましては、自家消費型太陽光発電設備や、省エネルギー機器への更新等の対策を進めながら、改定前と同様の需要電力量の減少に取り組むことといたしまして、2030 年度の再生可能エネルギーの電力自給率 66%の目標を維持しようとするものでございます。

次に、4 ページを御覧ください。前回の審議会におきましては、見直しの論点の 1 つに再生可能エネルギーの地産地消の状況を把握する補足指標の設定についても、挙げさせていただいているところですが、検討の結果、「地域新電力の地産地消割合」を参考指標として追加したいと考えたところでございます。

算定につきましては、中段左側のとおり、地域住民や企業等への電力供給を目的として設立されました地域新電力が、県内から購入している再生可能エネルギー由来の電力

量のうち、県内に供給している再生可能エネルギー由来の電力量により算出いたします。

なお、右側には参考指標とする理由を記載しておりますが、この指標では、県内の地域新電力による再生可能エネルギーの地産地消割合を明確にできる一方で、県内での地域新電力の販売電力量のシェアが令和6年度段階で約1%と、現時点では市場規模が小さいということから、まずは毎年度の実績を把握していこうとするものでございます。参考までに、令和6年度の地域新電力の地産地消割合が16%となっております。

次に5ページをお開きください。「森林等吸収源対策による吸収量の見込み」でございます。現行計画では、吸収量につきましては、森林吸収量のみを見込んでいたところでございますが、国においてブルーカーボンの算定方法に関する研究が進んでいることから、今回の見直しにおいてブルーカーボンを含もうとするものです。今回は、令和4年度から令和5年度まで、国と県との連携研究により、広田湾のアマモ類について年間二酸化炭素貯留量が245トンと推計されたという結果を受けて、これを吸収量に含めることとしたところです。

また森林吸収量については、林野庁が算定した二酸化炭素吸収量の過去5年の平均吸収量により算出しておりますが、こちらのグラフで見ていただくとおり、年々減少傾向にあるところです。森林の二酸化炭素吸収能力は樹齢20年生前後が最も高いと言われていることから、伐採跡地等への再生林を計画的に進めるなど、長期的な視点で林齢構成の平準化を図る取組を進め、2030年においても2022年度の吸収見込量を維持するということを目標として位置づけたところです。森林吸収及びブルーカーボンによる吸収量の目標値は、2013年度の温室効果ガス排出量の10%相当になります。

なお、今後も様々な吸収源対策が想定されて参りますので、本県において算定が可能となった場合には、他の吸収源も今後加えていくことを計画の方に盛り込ませていただきました。

続いて6ページを御覧ください。前回の審議会におきまして、見直しの論点の1つとして、国が2035年度、2040年度の温室効果ガスの排出削減目標の設定をしたということに伴って、本県としても暫定的な目標値を設定する必要があるかという点も提示されたところです。国と同様に、直線的な経路にある値を目標値として設定することは可能でございます。こちらの6ページで見ていただくとおり、2035年度、国は60%としておりますが、直線上では県は68%、2040年度にあつては国73%に対して県は78%という数値をはじくことはできるのですが、根拠ある削減量であったり、各年度の再エネ電力量、吸収量に基づく将来推計を示すことが困難であることから、当特別部会としては設定を見送ることとしたいと考えております。

続いて、7ページ、それから8ページにつきましては、「目標達成に向けた対策・施策」の体系となります。「省エネルギー対策」、「再生可能エネルギーの導入促進」、次のページに参りまして、「多様な手法による地球温暖化対策の推進」の3つの取組の柱と各施策項目については変更はございませんが、例えば、7ページにお戻りいただきまし

て、「省エネルギー対策の推進」のうち、「産業・業務」に係る具体的取組の名称を、「環境経営の促進」から「脱炭素経営等の促進」に、また「再生可能エネルギーの導入促進」のうち、「自立分散型エネルギーシステムの構築」に係る具体的取組を当該システムの構築に加え、「エネルギーの地産地消に向けた取組」を位置づけるなど、具体的取組項目の追加や一部名称の変更を行おうとするものです。

続いて、9 ページから 11 ページになりますが、こちらは対策及び施策に関する見直しでの「対策強化及び追加」の概要です。本特別部会においては、取組の柱、施策項目ごとに、これまでの主な取組と取組を通じて生じた主な課題を議論させていただいたことを踏まえ、今後の主な取組を検討したところです。主な取組の欄中「○」がこれまでの取組をさらに強化していこうとするもの、「●」は見直しにおいて追加する取組です。個々の取組の説明につきましては、時間の都合上、省略をさせていただきたいと思えます。

先に進みまして 12 ページとなります。「(3) 気候変動への適応策」を御覧ください。昨今、猛暑をはじめとした気候変動の影響が深刻化しているところです。当特別部会においては、気候変動の現状、各分野の主な課題を踏まえて、今後の主な取組を検討いたしました。先ほどと同様、「○」がこれまでの取組の強化、「●」は見直しにおいて追加する項目、取組になってございます。

続いて 13 ページに記載されている内容は、適応策として、答申案にも例示する農業分野の「もも」の導入、自然災害分野の「流域治水プロジェクト」の取組の紹介です。

気候変動に関しては、今回の見直しの検討に当たりまして、データの更新も含め、答申案の方で記載を充実させていただきました。

続いて 14 ページに参ります。「(4) 計画の推進」でございます。特別部会において、今回の中間年見直しに係る議論を通じて、年々深刻さを増す地球温暖化と気候変動を一人一人が自分事として捉え、2030 年度の目標、さらにその先の 2050 年度温室効果ガス排出量実質ゼロに向かって、各主体、組織が一層連携協働して行動する必要性を、県民に認識していただくことが重要であるという御意見が多数出たところでございます。

答申案においてはその旨の記載を追加させていただきました。また、14 ページで御覧いただいているイメージ図につきましても現行計画から変更させていただいたところです。

続いて 15 ページ、「(5) 施策項目に係る指標設定」を御覧ください。指標につきましては、現行計画において、「省エネルギー対策の推進」、「再生可能エネルギーの導入促進」、「多様な手法による地球温暖化対策の推進」及び「気候変動への適応策」、この 4 つの施策領域に計 34 の指標を設定したところでございます。今回の見直しにおいては、これら 4 つの施策領域に 33 指標を設定し、令和 8 年度から令和 12 年度までの目標値を設定するとともに、本ページにございます変更指標として示した一部指標の見直しを行わせていただいたところでございます。例えば、「三セクの鉄道、バスの 1 人当たり

の年間利用回数を増加させていくという指標でございますが、コロナ禍以降の社会経済情勢の変化によりまして、1人当たりの年間利用回数というところの指標が適さなくなってきたという現状も踏まえながら、指標を変更させていただいたところでございます。各指標につきましては、資料2－4にございます答申案の巻末の参考1に一覧表を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。なお、各指標の目標値につきましては今後においても、いわて県民計画第2期アクションプラン及び各推進計画で設定している指標との整合性を図るほか、パブリックコメント等の意見を踏まえて見直しを行う可能性があることを申し伝えさせていただきたいと思います。

続いて16ページを御覧ください。今回は中間年の見直しであるということから、これまでの各主体の取組や技術開発の動向等を紹介するため、本ページ記載のこれら項目をコラムとして追加したところでございます。また参考資料2として、本特別部会における委員からの意見とその対応内容も配布させていただきましたので、御参照ください。

また、今後のスケジュールにつきましては先ほどの循環計画と同様、県議会それからパブリックコメントなどを経て、3月末の改訂という流れで進めさせていただきたいと思っています。

事務局からの説明は、以上でございます。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。ただいまの御説明について、まず会場の委員から御質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、お願いします。岩井委員。

○ 岩井委員

はい、岩井でございます。15ページ等にありました「再生可能エネルギーの導入促進」の中の水素についてですが、水素利用とか、水素ステーション等の利用促進を行っていたようです。ただ何かコストの問題で、進まなかったように思えるのですが、今中央で水素ボイラーっていうのを、開発してもう市場に出しているメーカーさん等があります。ただ、やはり地方、特に岩手県では、そのメーカーさんの営業所でも、その燃料がないところで、水素ボイラー導入は難しいだろうと言われております。それから岩手県の現状として、LPガスだとか、ガスのライフラインも少ないので、やっぱりこの現状を見ると、A重油を使っている所ものすごく多い。これは個別にタンクが持てるということなので、水素なんかもそのような形でもっと推進していけないのかなというふうな形、非常に思っていますので、その辺を今年度の取組の中に、かなりちょっと重視して入れていただければなと思います。以上です。

○ 千田グリーン社会推進課長

はい、ありがとうございます。この指標の中での水素ステーションの位置づけというところをきっかけに、特別部会の中でもいろいろと御意見をいただいたところでございます。

単に水素ステーションだけではなくて、もっと水素の利活用を進めていくということで、様々なセミナーを開催したり、企業さん同士の意見交換の場を設定したりと、もっと産業として化石燃料から水素に変換できる、そういうことを進めていくべきだというような結論とさせていただいたところでございます。県の取組としても水素の利活用を進めていきたいというプロジェクトがございますので、この中でしっかりと取り組んで参りたいと思います。

○ 岩井委員

ありがとうございます。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。はい、伊藤委員さんお願いします。

○ 伊藤委員

伊藤です。御説明ありがとうございました。意見ではなく質問ですけども、例えば6ページのところに排出削減イメージというのがあって、各年度のイメージがあるのですけども、これが全て今回は2022年度が現状値ということになるのでしょうか。もう大分、3年ぐらい経って2025年なのですけども、最新のデータがどうなっているのかということと合わせてちょっと教えていただければと思います。

○ 千田グリーン社会推進課長

はい、ありがとうございます。実はですね国の統計データなども使いながら、温室効果ガスの排出量を算定しているのですが、先般9月1日に公表させていただいたデータがこの2022年度になっております。他県におきましても、多くの県がやはり3年後の公表というような状況になっているところでございますので、大変申し訳ございませんが今の最新値がこちらとなっております。

○ 伊藤委員

わかりました。ちょっと傾きがここ何年かフラットになっているので、その後どうなっているのかなと思ひましてお聞きしました。ありがとうございました。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。はい、塚本委員さん。

○ 塚本委員

2つほど質問させていただきたいのですけれども、9ページですね、「新たな取組」で、「●」が2つあり、同じことが書かれていますけれども、「若者と環境配慮に積極的に取り組む企業との連携による情報発信」というのは、そういった若者と連携して取り組む企業がすでにあって、そういった類似のものを増やしていきたいというふうな意味合いなのでしょうか。

○ 千田グリーン社会推進課長

はい。まず、若者の件なのですけれども、岩手県内の大学生、岩手大学、岩手県立大学、それから富士大学、そして盛岡大学の学生も一部入っておりますが、それらの学生が、ICFAという、カーボンニュートラルに向けた取組を進めるグループを作っております。これらのグループの方で、今現在、情報発信を行ったりもしておりますし、それから、企業さんのところに訪問しながら、それで情報発信に繋げているというところもございます。

また、「温暖化防止いわて県民会議」という産学官の連携の組織がございますけれども、そちらの中でも若者ワーキングという、若者に出てきていただいて、どうしたら脱炭素に取り組むことができるかということをいろいろと意見交換していただいているところです。その中でも、企業と若者とのマッチングといいますか、そういう取組も、昨年度から小さくは進めているところですので、これをもう少し大きく膨らませていきたいというふうに考えております。

○ 塚本委員

はい、ありがとうございます。あともう1点ですね、15ページの指標の変更についての表の15ページの一番右下ですね、「気候変動への適応策」で、従来の「熱中症による救急搬送者数」をやめて「熱中症対策に関するセミナー等の受講者数」に変更するという意味ですよね。熱中症による救急搬送者数から変えるというのはこれが少なくなったからとかという理由が知りたいのですけれども。

○ 千田グリーン社会推進課長

こちらですね、救急搬送者数につきましては、行政で様々な取組をしているのですが、それが搬送者数の減少に繋がるというところに残念ながら至っていない。最近の気候、温度の高さですね、これの影響で搬送者数がどんどん上がっているという現状がございます。なので、こちらの指標については、どうやったら健康への影響を少なくできるかという点で、この計画の中で取り組めることが評価できる、そういう指標に変えたいと

ということで、変更をかけたいと思っているところです。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。他に会場の委員さんから何か、お願いします。緒方委員さん。

○ 緒方委員

御説明ありがとうございました。農林水産省東北農政局の緒方と申します。よろしくお願ひいたします。資料の方で、農林水産業関連の部分が 12 ページと 13 ページに記載されてございます。この中の「●」がついている「「もも」等の温暖化に適した品目」という表現ですが、「もも」が適したというふうな品目ではなく、やはりもう少し南の方の地域では「もも」も温暖化の影響を受けておりますので、適した品目というような表現は少し誤解を呼ぶ可能性があるかなと思います。では、13 ページの方ではどういう表現をされているかということ、温暖化、「気候変動に対応した市場性の高い「もも」」というような形で記載されておまして、先ほど 12 ページの方では、「●」の下の「○」ですね、「温暖化に対応した品種」というふうな形が記載されておりますので、このような記載の方が、誤解は少なくていいのかなと思いました。すなわち、「温暖化に対応した「もも」等の品目」というような記載で誤解が少なくなるかと思うので、御検討いただければと思います。以上です。

○ 千田グリーン社会推進課長

ありがとうございます。特に 12 ページのところの表現の不適切さということだと思います。こちらにつきましては、簡便にわかりやすく書こうと思った結果がこうなっていましたので、修正の方はさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○ 渋谷会長

他にはいかがでしょうか。会場の方、よろしいですか。それでは、リモート出席の委員の皆様方から御質問いただきたいと思います。御質問ある委員は挙手ボタンを押していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

はい。それでは、特に無いようですので、ただいまいただいた意見を受けた修正について、事務局では、何かお考えはございますでしょうか。

○ 千田グリーン社会推進課長

はい。ただいまの修正の関係につきましては、「もも」といいますか、適応の関係のところで一部ございましたので、こちらにつきましては、答申案の内容の方をもう一

度精査させていただきまして、修正につきましては会長に御一任いただき、必要がある場合は、知事宛ての答申の内容を会長と御相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 渋谷会長

はい、わかりました。それでは、ただいま事務局からありましたとおり、本日の御意見を踏まえた修正については、私の方に御一任いただくということで、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは私の方でお預かりいたしまして、事務局と調整の上、答申案を確定してお手元にお配りしております文書と併せて、知事宛て答申したいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして議事『(3) 岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について(答申案)』を議題といたします。環境基本計画見直し特別部会部会長職務代理者の伊藤委員さんから、概要の説明をお願いいたします。

○ 伊藤委員

はい、伊藤です。それでは資料の3-1を御覧ください。

まず1番目の岩手県環境基本計画見直し特別部会の設置についてです。岩手県では令和3年3月に策定いたしました、本計画の計画期間の中間年にあたる令和7年度において、指標や、施策の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえまして計画を見直すこととしております。

先般、5月に開催されました第57回岩手県環境審議会におきまして、岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について、知事から諮問がなされました。このことにつきまして専門的な見地から、集中的効率的に審議するため、当審議会に岩手県環境基本計画見直し特別部会が設置され、審議会会長から同特別部会の構成員として、私を含めまして、1ページの表のとおり7名の委員が指名されております。

次のページを御覧ください、2審議の状況についてです。令和7年5月以降、本特別部会を3回開催いたしまして、本日お諮りする答申案の内容を審議いたしました。答申案の詳細につきましては、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○ 吉田環境生活企画室企画課長

はい、事務局の環境生活企画室企画課長の吉田と申します。

それでは、資料3-2を御覧ください。岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向、答申案の概要について、資料に沿って御説明をさせていただきます。これから説明する資料につきましては、右下にページ番号を振っておりますので、そちらの方を御参照いただければと思います。

2ページを御覧ください。本資料の構成はこのとおりとなっております。

3 ページを御覧ください。まず、これまでの審議の経過について御説明いたします。岩手県環境基本計画につきましては、計画の中でそれまでの計画の進捗状況の点検結果等を踏まえ、見直しの必要性を検討するとされております。今般、国の動向等を踏まえて、計画の見直しを行う必要があるという判断となりまして諮問をさせていただいたところでございます。

4 ページを御覧ください。この4 ページと5 ページにおきましては、国の第6 次環境基本計画の概要についてお示しをしております。国が令和6 年5 月に策定しました第6 次環境基本計画においては、目的の最上位として、人々、国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上を位置づけですとか、ウェルビーイング・高い生活の質をもたらす新たな成長の実現に向けた視点が示されておきまして、これらが第5 次計画からの大きな変更点となっております。

5 ページを御覧ください。こちらの方は、第6 次環境基本計画の概要の続きでございますが、国の方で提示しているウェルビーイング・高い生活の質の考え方が示されてございます。本来の市場的な価値に加えて、例えば、環境価値を非市場的価値として取り込むことで、サービスなどを高付加価値化していくといったような考え方になります。

6 ページを御覧ください。第1 回の5 月29 日に開催しました、当審議会で諮問させていただきまして、全3 回の部会を通じて、見直しの方向性を整理した上で、本日お諮りする、答申案の内容を御審議いただくところでございます。

7 ページを御覧ください。こちらの方は、現行計画の概要についてまとめたものになります。

8 ページを御覧ください。ここからが見直しのポイントについての説明になります。特に3 計画の期間につきましては、中間年のため見直しをしないこととしております。

9 ページを御覧ください。第1 章の総論、1 現状と課題についてでございますが、こちらは、社会情勢等の変化などを踏まえまして、追加修正した主な項目について記載をしております。赤字の部分が、追記した部分でございます。

10 ページを御覧ください。2 今後の環境施策の展開の基本的な方向につきましては、変更はなしということとしております。

11 ページを御覧ください。総論の3 本県の環境政策が目指す将来像と施策体系についてですが、こちらの目指す将来像、「多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて」につきましては、中間年の見直しのため、変更しないこととしてございます。こちらの将来像の中に、いわて県民計画2019～2028 で掲げます、所得などの経済的要素に加えて、岩手が持つ多様な豊かさですとか、繋がり価値にも着目しました、幸福という考え方が、国の環境基本計画で定められたウェルビーイング・高い生活の質と目指す方向を同じくするものであることを明記することとしました。

12 ページを御覧ください。続きまして、施策体系についてですが、まずは環境経済社会の一体的向上に向けた横断的施策の見直しのポイントについて、次のスライド以降

で御説明をさせていただきます。

13 ページを御覧ください。横断的施策の1つ目「地域資源の活用による環境と経済の好循環」につきましては、すべての項目に共通いたしますが、現行の計画策定以降の社会環境を取り巻く状況の変化ですとか、県の施策の進捗を踏まえまして、記載を更新しております。また、部会の委員からございました御指摘を踏まえまして、横断的施策の優良事例を、岩手のウェルビーイング事例といったタイトルを付しまして、コラムとして掲載することにしております。

14 ページを御覧ください。横断的施策の2つ目「自然と共生した持続可能な県土づくり」につきましては、大きなところでまずは生物多様性を配慮し、この生物多様性を増進するようなインフラ整備について、委員の方から具体的な事例を示すよう御指摘がありましたので、先ほどと同様ですが優良事例を紹介するコラムを追加することとしております。

続きまして、2つ目としまして気候変動が及ぼす健康リスクへの対応につきましては、施策の柱の「(3) 気候変動リスクを踏まえた防災減災」に位置づけていたところでございますが、委員からの御指摘を踏まえ、次の第3項「健康で心豊かな暮らしの実現」の方に、項目を新たに起こすこととしました。

3つ目につきましては、先ほどと同様ですが、現行計画策定以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、施策の進捗などを踏まえまして記載を更新してございます。

15 ページを御覧ください。横断的施策の3つ目「環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現」につきましては、「(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進」のところですね、赤枠で囲んでおりますが、先ほど御説明しました、委員からの御意見に基づきまして、気候変動が及ぼす健康リスクへの対応について、この(1)のところに施策を追加しております。また、これまでの横断的施策でございますが、記載の更新と、優良事例を紹介するコラムの追加を行っているところでございます。

16 ページを御覧ください。ここからは、環境分野別施策の見直しのポイントを御説明いたします。

17 ページを御覧ください。中央部の赤い点線の囲みのところでございますが、国の環境基本計画の立て付けとなっております。右上の紫の部分でございますが、県の環境基本計画の分野別施策の立て付けになっております。大きな変更はございませんでしたので、構成の変更は行わないこととしております。

続きまして18 ページを御覧ください。環境分野別施策の1つ目「気候変動対策」につきましては、施策の柱の(3)のところで、森林整備以外の吸収源対策の推進に係る取組を追加した他、並行して御審議いただいております「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」の中間年見直しの基本的な方向を反映することとしております。

なお、このページ以降ですね、それぞれの項目の後ろに、国の計画や取組内容を参考として緑色のラベルをつけてございますが、時間の都合上、説明を割愛させていただきます。

ます。

20 ページを御覧ください。環境分野施策の2つ目「循環型地域社会の形成」につきましては、施策の柱の特に(1)のところで、循環経済・サーキュラーエコノミーへの、移行に向けた3R+Renewableの推進を追加してございます。また、総合的指標のうち、一般廃棄物のリサイクル率については、先ほど御説明があったかと思いますが、「第4次岩手県循環型社会形成推進計画」での指標設定に合わせて目標値を見直しております。

なお、その他取組の内容についても、同計画の策定内容を反映することとしております。

22 ページを御覧ください。環境分野別施策の3つ目「生物多様性の保全・自然との共生」につきまして、大きなところとしては、まず1つ目、ネイチャーポジティブの実現に向けた県内の生物多様性を増進する活動への支援を、施策の柱「(1)生物多様性の保全」のところに追加しております。また、人と野生動物のあつれき解消に向けた取組につきまして、野生動物と人との適切な距離感づくりの手法の1つとして、クマなどの市街地出没時の体制の構築など、所要の取組を追加しております。

25 ページを御覧ください。「4環境リスクの管理」につきましては、有機フッ素化合物PFASを想定してございますが、県民の社会的関心が高い一方、健康リスクが判明していないものもございしますので、科学的知見や規制動向などを踏まえた適切な情報提供するといった取組を追記してございます。

27 ページを御覧ください。「5持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進」につきましては、特に「(1)持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進」につきまして、令和6年5月に閣議決定された国の環境教育等の推進に係る基本的な方針を踏まえまして、大きな変更点として環境教育の目的に個人の変容から組織や社会経済システムの変革への連動が追加されておりますので、こちらの方、企業と連携した環境学習の推進という具体的な取組とあわせて、記載を追加しております。

29 ページを御覧ください。第4章の「計画の推進・進行管理」につきましては、こちらの方で、指標の見直しの概要について御説明させていただきます。

まず、本計画の見直しにおいて主要な指標となる総合的指標の見直しにつきましては、次期循環計画と整合を図るため、1指標の目標値を見直すこととしております。その他の指標となります。施策推進指標については、基本計画で独自に設定している2項目につきましては、現状2026年まで指標を設定してございましたが、指標の動向を踏まえまして2030年度までの目標値を設定することとしております。その他、他の計画から引用している26指標につきましては、当該引用している計画における指標の見直し状況と整合を図ることとしております他、引用元の所要の整理を行うこととしております。なお、詳細については別資料で御説明いたします。

30 ページを御覧ください。こちらの表は今まで御説明しました見直しの方向性をまとめたものになります。

31 ページを御覧ください。今後のスケジュールでございますが、先ほどの計画等と同じように、今後パブリックコメント、地域説明会などを行いまして最終的には、2月議会の方に、最終案を諮るといった流れになります。なお、パブコメなどの結果を反映した最終案につきましては、別途、環境審議会に御報告をする予定でございます。以上で資料3-2の説明を終わります、この後、引き続き資料3-3を御覧ください。

令和6年度岩手県環境基本計画の進捗状況及び中間年見直しに伴う指標の見直しについて説明いたします。この資料では、計画の中間年見直しに関連する各種指標の進捗状況を報告させていただき、環境基本計画に基づく令和6年度の主な取組、事業などについては別資料にて後程御報告をいたします。先ほどの説明とも重複しますが、現行の環境基本計画は「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と「環境分野別施策」の2つの施策領域を設けております。横断的施策では、総合的指標として3分野に5指標を、「環境分野別施策」では、総合的指標として5分野10指標の他、施策推進指標として28指標を設定しております。

まず、1ページ「①環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」における指標の達成状況及び施策の進捗状況の概要について御説明いたします。指標の達成状況は、下の表でお示ししてあるとおり、総合的5指標のうち、向上が5指標となり、1から3の各施策分野の進捗状況は、順調と判断したところです。

次のページ、2ページを御覧ください。次に「②環境分野別施策」における指標の達成状況及び施策の進捗状況の概要について御説明いたします。こちらの表を御覧いただきたいのですが、まず総合的指標10指標については、未確定の3指標を除き、達成度Aが2指標、達成度Bが3指標、Dが1指標となりました。施策推進指標28指標については、未確定の4指標を除き、達成度Aが13指標、達成度Bが9指標、達成度Cが1指標、Dが1指標となりました。1から5の各分野の進捗状況は表のとおり、総合的指標がすべて未確定の2分野を除き、順調または概ね順調と判断したところです。なお、指標の達成度の計算方法及び進捗状況の判断方法は、2ページ下段の2つの表でお示しております。

3ページを御覧ください。ここからは、各指標における指標の達成状況等の詳細について御説明いたします。まず、「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」における各指標の達成状況と、各分野の進捗状況について御説明します。「1地域資源の活用による環境と経済の好循環」についてですが、(1)総合的指標の達成状況において、1指標が向上していることなどから、(2)において、指標の達成状況と個別施策の取組状況を踏まえ、この分野の進捗状況は順調と判断しております。

4ページを御覧ください。「2自然と共生した持続可能な県土づくり」についてですが、(1)において2指標が向上していることから、(2)においてこの分野の進捗状況は順調と判断しております。

5ページを御覧ください。「3環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現」につい

てですが、(1) 総合的指標の達成状況において2指標が向上しておりますので、(2) ではこの分野の進捗状況は順調であると判断をしております。

6 ページを御覧ください。ここからは環境分野別施策における各指標の達成状況と、各分野の進捗状況について説明をいたします。まず1つ目「気候変動対策」についてです。(1) については、2指標のうち年度評価が可能な1指標は未確定となりました。次に7ページにかけて掲載をしております(2) 番の施策推進指標の達成状況については、8指標のうち、未確定の2指標除き5指標が達成度AまたはB、また1指標が達成度Cとなりました。なお、達成度Cとなりました造林面積については、令和5年度の849ヘクタールと比較して増加はしましたが、木材の需要減による主伐面積の減少が続киまして、その後の造林の面積も伸び悩んだことから、目標に達成しなかったものでございます。(3) 点検結果につきましては、令和6年度については、年度評価が可能な1指標の実績値が未確定であるため、この分野の進捗状況が判断できませんでした。なお、参考として、令和5年度につきましては、この分野は順調と判断しております。

9 ページを御覧ください。「2 循環型地域社会の形成」についてです。(1) については2指標のうち、1指標が達成度D、1指標が達成度Bになりました。達成度Dとなった一般廃棄物のリサイクル率については、先ほども御説明があったと思いますが、市町村が回収したごみの総重量に対する、資源化されたものの重量でございますために、店頭回収により資源化されたものは計上されないことや、資源化物のうち最大の割合を占める紙類の回収量が新聞や雑誌等のデジタル化に伴い、年々減少にあることなどを理由に、目標値の達成に至らなかったものと考えております。次に10ページにかけて掲載しております(2) 施策推進指標の達成状況については、未確定の1指標除き6指標が達成度AまたはBになりました。10ページの(3) 点検結果を御覧ください。こちらの方は、概ね順調と判断したところです。

11 ページを御覧ください。「3 生物多様性の保全・自然との共生」でございます。(1) については、2指標のうち2指標が達成度Bとなっております。(2) につきましては、6指標すべてが達成度AまたはBとなりました。12ページになりまして(3) 点検結果、こちらは順調と判断したところです。

13 ページを御覧ください。「4 環境リスクの管理」でございます。(1) につきましては、2指標すべての実績値が未確定となりました。次に、(2) につきましては、5指標のうち4指標が達成度A、1指標が達成度Dとなりました。達成度がDとなりました汚水処理人口普及率については、計画に対し下水道普及人口の減少割合が大きく、また各世帯の経済的な理由や、家屋の老朽化などの状況によりまして、浄化槽を設置できない場合があるなどの理由から、浄化槽の設置を希望する世帯数が伸び悩みまして、目標の達成に至らなかったものと考えております。14ページにいきまして(3) 点検結果を御覧ください。この分野につきましては、判断はできませんでした。なお、参考として、令和5年度は順調と判断しております。

15 ページを御覧ください。「5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」になります。(1) につきましては、2 指標すべてが達成度 A になっております。次に (2) については、2 指標すべてが A または B となりました。(3) の点検結果、こちらの方は、この分野は順調と判断をしております。

16 ページを御覧ください。岩手県の環境基本計画の中間年見直しにおける指標見直しの要否に係る点検結果について最後に御説明をいたします。令和 6 年度実績、判定できない場合は、令和 5 年度実績でございますが、これらにつきまして、いずれの施策分野の進捗も概ね順調に推移しておりますが、総合的指標の 15 指標のうち 16 ページに記載の一般廃棄物のリサイクル率、こちらの方は先ほどの御説明のとおり、この目標の見直しを行うこととしております。

また、施策推進指標 28 指標のうち、本計画で独自に設定している光化学オキシダント注意報の年間発令日数、有害大気汚染物質の環境基準達成率の 2 指標については、指標の進捗状況が良好であることを踏まえまして、計画期間満了年度までの目標値を設定します。

その他の、他の計画からの計画から引用している 26 指標につきましては、引用元の計画における指標の見直しの状況と整合を図りますよう、目標値を設定する他、引用元をなどについての所要の整理を行います。

以上で、岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向についての説明を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 渋谷会長

はい、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問等いただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、鈴木委員さん。

○ 鈴木委員

県立博物館の鈴木です。御説明ありがとうございます。今最後に御説明のあった、指標の見直しの点検結果のところで 16 ページの 26 指標については、今回の中間見直しにおいて引用元等についての所要の整理を行いますというのは、具体的にはどのようなことなんでしょうか。お願いします。

○ 吉田環境生活企画室企画課長

所要の整理というのは今一度ですね引用元を整理させていただくのと、各指標、目標値が、なかなかないんですが、上下というか変更になった場合は、それに応じて変更をさせていただくと、いったような意味になります。

○ 鈴木委員

そうしますと 26 指標の各引用元の計画について、必要と判断されるものについては変更があると思ってよろしいということですか。

○ 吉田環境生活企画室企画課長

はい、必要がある変更はそんなにはないというか、すぐすぐはないかと考えています。

○ 鈴木委員

ちょっと質問なんですがこの 26 指標について、見直し時期というのはそれぞれその引用元の計画の見直し時期に、それぞれ行われるという理解で正しいでしょうか。

○ 吉田環境生活企画室企画課長

はい、そのとおりとお考えいただいて結構です。あと県民計画アクションプランなどの指標については、年に 1 回見直しに係る照会というか、検討がありますので、そこで変更となった指標については、翌年度に変更になるといったような形になるかと思えます。

○ 鈴木委員

わかりましたありがとうございます。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。武田委員さん。

○ 武田委員

説明ありがとうございました。例えば、3-3 の 21 ページなんかを見ますと、ここの中にサーキュラーエコノミーとか、ドライビングフォースとかウェルビーイングとかカタカナ文字たくさん出てきます。我々も、滝沢市で第 2 次総合計画決めるときに、ウェルビーイングっていうのを本当は柱にしたかった。ところがですね、やはり住民の皆様に説明するときに、ウェルビーイングって言っても、高齢者の皆さん「俺達新しい言葉 3 歩歩くと忘れるじゃ」ってわかりやすい言葉で計画立ててくれっていうことを随分、言われたんですね、総合計画の基本的なところから、様々見直しをかけてやってきたわけですが、各カタカナそれこそサーキュラーエコノミー、循環経済これはわかります。ウェルビーイングですね、本当にこれ今、新しく出てきた言葉で、このウェルビーイングこう分けてみても、普段あまり使わない言葉ですよ。この言葉の意味を、やはり県民の皆さんに行動を促す場合は、やはり子供と青年、一生懸命働いてる人たちはこのウェルビーイングという言葉はわかるかもしれませんが、しかし、高齢者の皆様にこの言葉の意

味を説明するときのわかりやすい、高い生活の質って、こういう言葉だとなかなか浸透しづらいかなあと思うので、私は全然計画に関してはいいんですが、上手にわかりやすい言葉で、そして県民とこの計画を共有できる環境を作っていただければというふうに思います。

○ 吉田環境生活企画室企画課長

はい、ありがとうございます。ウェルビーイング或いはサーキュラーエコノミーとかですね、最近国の計画も非常に横文字が多くなってきました、こちらの環境基本計画についても、こういったいわゆる横文字と言われるものについては、なるべく注釈などをつけながら、解説をしていきたいなと考えております。

あとこの計画上参考として、ウェルビーイングという言葉が国の計画で使っているということでお示ししてあるんですが、これは岩手県民計画の幸福と同じ目的とするものがありますので、そのような解説を今回加えておりますので、この計画上ウェルビーイングは、やはりそれよりも、幸福という概念で通していきたいなと考えております。

○ 渋谷会長

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。御質問等ありましたらいただきたいと。はい、塚本委員さん。

○ 塚本委員

すいません1点だけ質問というかですね、気になった部分がありまして、最後の資料3-3の4ページ目ですね、4ページ目の総合的指標2つあって、その下の方の災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度という指標なんですけど、2017年の24.4%に比べて、令和6年26.4で向上というのは、わかるんですけど、ただこの表をよく見ると18、19、20の数字が出てないので、何とも言えない部分ありますが、21、22、23、24を見ると、21年30.2で17年に比べてぐっと上がってるように見えて、そこからだんだん右肩下がりで下がってるように見えてるんですけどこれ県民アンケートかなんかからとってるのでこの数字自体がちょっと微妙な評価かもしれませんが、そのあたり、ちょっと気にはなるというか、17年から向上でいいと思うんですけどもその辺ってどうお考えでしょうか。

○ 吉田環境生活企画室企画課長

はい、委員御指摘のとおりですね、こちらの指標はいわゆる県民意識調査という毎年行っております調査の方から引用してございます。こういう言い方変なんですけど、年によってその或いはモニターというか、回答者によって若干こういった数が、上下してしまうということもあるような内容なんですけど、1つの基準としてですね、この指標を

我々とらえておりますので、やはり、この指標上がればやっぱり向上だととらえておりますので、向上し続けるようにですね、各種施策を県としては打っていきたいと考えております。

○ 渋谷会長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次にリモート出席の委員の皆様方、御質問等ありましたら、挙手ボタン押していただければと思います。

はい、ありがとうございました。それでは、他になければ、本案をもちまして、令和7年5月29日付、岩手県環境基本計画の中間見直しに係る基本的方向についてに対する知事の答申とすることを決したいと思っておりますけれども、これについて御異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。リモートの委員の皆様、御異議等ございませんでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは、御異議がないようでございますので、本案をもって答申することについて、可決いたしました。お手元にお配りしてあります文書とあわせて、知事に答申することといたします。ありがとうございました。

ここで、中里部長さんの方から御挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○ 中里環境生活部長

熱心な御審議いただきましてありがとうございました。

ただいま岩手県環境基本計画、岩手県地球温暖化対策実行計画そして岩手県循環型社会形成推進計画の答申について、取りまとめをいただきました。ありがとうございます。

今年5月に諮問して以降、委員の皆様には本当に精力的に御審議をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

今回の各計画の策定・見直しにあたりましては、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ、カタカナでございますけれども、国際的かつ相互に作用し合う複合的な、潮流なども踏まえつつ、本県の環境施策の目指す方向性を示していただいたというふうに考えております。

県といたしましては、本日、いただきました御意見も踏まえた答申を真摯に受けとめまして、今後関係部局とも連携を図り、最終案を作成しまして、県議会の承認を経て、年度内に計画を策定できるよう努めますとともに、来年度以降この計画をもとにいたしました取組を強力かつ着実に進めて参りたいというふうに考えております。

最後になりますがこれまでの御労苦に対しまして改めて感謝を申し上げますとともに、今後とも、本県の環境行政の推進につきまして、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではありますが、計画の審議に対します御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 渋谷会長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続き次議事を進めていきたいと思います。続きまして『4 報告』に入ります。

「(1) 令和 6 年度岩手県環境基本計画の進捗状況について」事務局から御説明お願いいたします。

○ 吉田環境生活企画室企画課長

はい、資料 4 を御覧ください。

令和 6 年度岩手県環境基本計画の進捗状況について御説明いたします。概要につきましては、資料 3－3 で先ほど御説明のとおりでございますので割愛させていただきます。

令和 6 年度の主な取組について説明いたします。まず、①環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策についてですが、1 つ目の地域資源の活用による環境と経済の好循環については、主な取組として事業者の脱炭素経営を後押しするため、新たに県内事業者の取組事例をまとめた「岩手県脱炭素経営事例集」を作成いたしました。

2 つ目の、自然と共生した持続可能な県土づくりについてですが、近年頻繁に発生しております自然災害によって生ずる災害廃棄物の処理体制、これを平時から構築するため市町村に対し説明会を実施し、市町村の災害廃棄物処理計画策定の支援に取り組みました。

3 つ目の環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現についてですが、令和 7 年 3 月に、動物愛護管理センターの設置に向けまして、共同設置者である盛岡市とともに、岩手県と盛岡市が共同で設置する動物愛護管理センター整備基本計画を策定いたしました。

続きまして②の環境分野別施策について説明をいたします。

1 つ目は、気候変動対策です。運輸部門における電気自動車の導入を促進するため、EV バス 4 台、公共充電器 6 基の導入に要する経費の補助を実施いたしました。

次に、2 つ目の循環型地域社会の形成についてですが、令和 7 年 1 月に県及び市町村等で構成します。家庭ごみ有料化減量化研究会を開催しまして、市町村のごみ減量化施策に関する意見交換などを行いました。

3 つ目の生物多様性の保全・自然との共生についてでございますが、自然環境保全地域ですとか自然公園の保全のため、関係機関、ボランティアなどの連携協働により、外来植物の防除活動を実施するとともに、盗採パトロールや利用者のマナー指導などのキャンペーンを実施いたしました。

4 つ目の環境リスクの管理につきましては、旧松尾鉱山から排出される坑廃水の中和処理を確実に実施し、施設の耐震補強工事、長年の懸案でございました 3 メートル坑埋

戻し工事を完了させるなど、長期的、安定的な処理の確立に努め、北上川清流化を推進しました。

5つ目の持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進についてですが、水生生物による水質調査を、128 団体、全国 2 位となる延べ 3,595 人の参加のもと、91 河川の延べ 135 地点で、県内児童などが実施いたしまして、水質保全の意識の高揚を図りました。

なお、2 ページの参考 1 につきましては、資料 3－3 で先ほど御説明のとおりでございます。3 ページ以降の各分野の個別の取組状況につきましては、後程、資料を御確認いただければと思います。

駆け足となってしまいましたが、説明は以上となります。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。ただいまの御説明についてまず会場の委員から御質問等いただきたいと思います。何か御不明の点等ありましたら、いただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。リモートの委員の皆様方で御質問のある方がいらっしゃいましたら、挙手ボタンを押していただきたいと思います。

特に、ないようですのでこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、(2)「令和 7 年度岩手県環境審議会自然・鳥獣部会審議結果について」事務局から御説明をお願いいたします。

○ 引屋敷自然保護課総括課長

はい、自然保護課総括課長の引屋敷でございます。資料 5 を御覧いただきたいと思います。

自然鳥獣部会の報告事項 1 件でございます。内容でございますが、自然鳥獣部会におきましては、令和 7 年 8 月 8 日付で諮問がありました鳥獣保護区の指定、区域の拡張でございますが、こちらにつきまして、令和 7 年 9 月 3 日に開催した同部会において審議いたしました。

九戸村折爪岳鳥獣保護区について、令和 7 年 10 月 31 日をもって当該区域の期限が満了することに伴い現地を確認したところ、従来の鳥獣保護区の境界となっておりました道路が、風力発電基礎設置工事に伴いまして区画として使用していた道路の変更が確認されたものでございます。なお本区域の拡張は保護対象拡大に向けた区域の拡張ではございません。この地域でございますが、赤松を中心とした下層植生の豊かな人口林と、稜線付近及び溪流沿いのブナ、コナラ、クリなどの広葉樹により、森林性の野生鳥獣の良好な生息環境となっております。

また、本地域を含む折爪岳一帯は、折爪馬仙境県立自然公園に指定されており、オートキャンプ場、展望台、遊歩道なども整備され、県民の自然教育、憩いの場として貴重

な地域となっていることから、指定期間を更新し、引き続き鳥獣の保護を図るものでございます。審議の結果、自然保護区の指定区域拡張については、原案を適当と認める旨の答申を行いました。

以上で、自然鳥獣会の報告を終わります。

○ 渋谷会長

はい、どうもありがとうございました。ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。ありがとうございます。それでは、リモートの委員の皆様方御質問ある方がいらっしゃいましたら、挙手ボタンを押していただければと思います。よろしくお願いします。はい、特にないようでございますので、これで報告を終わりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして(3)「県外産業廃棄物の搬入にかかる事前協議等に関する条例施行規則の見直しの方向性について」事務局から御説明をお願いいたします。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

はい、資源循環推進課の古澤でございます。資料6を御覧いただきたいと思います。

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則の見直しの方向性について御説明いたします。この条例ですけれども、県外で生じた産業廃棄物が本県に運び込まれて処理される場合に、事前に協議していただくルールでございますが、規則の一部改正を予定してございます。改正検討の趣旨でございますが、広域的な循環を可能とし、本日、審議いただきました。次期循環型社会形成推進計画と整合を図ろうとするものでございます。2ページを御覧いただきたいと思います。ここに規則改正をイメージ図で示してございます。左側の赤枠が現行制度。これを右側の赤枠にあるような改正をしたいと考えているところでございまして、現行制度の中のバツ印が書いてございますが、現在は、搬入廃棄物が県外で再生利用されるものについては、搬入できない、搬入不可ということになってるんですが、これを、規則改正後の方ですね、県外で再生利用されるものも、搬入可とするように改正するものでございます。この改正によりまして、広域的な資源循環に寄与することになります。

なお、この県外搬入の際の事前協議ですが、どこでどのように再生利用されるかということが書類で確認できますので、この改正によって特段の支障はないというふうに考えてございます。

1ページ目にお戻りをいただきたいと思います。改正内容ですけれども。条例規則第3条第1項ア及び付則第2項という、関連部分があるんですが、ここを改正するというものでございます。スケジュールといたしましては、次期循環計画が施行される4月施行と合わせるような形で規則改正を行いたいと考えてございます。

説明は以上になります。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。ただいまの御説明についてまず、会場の委員の皆様方から御質問があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、伊藤委員さんお願いします。

○ 伊藤委員

はい、伊藤です。ちょっと参考までに教えていただきたいですけども、この搬入可になって一次処理した後に県外に排出できるっていうことになるかと思うんですけども、この一次処理したものを、また審査をすとか、それは岩手県だけじゃなくて、他県でも、そういったことがあるのかそれとも審査なしでも、受け入れるのかっていうそのあたりのところはどうなってるのか教えていただければ。

○ 古澤資源循環推進課総括課長

事前協議をする排出事業者の方が、岩手県内のどういう事業者を持ち込んで、次に県外の業者に持っていくという書類を出していただいて、確認するっていう形になります。ちなみに岩手県の場合は、基本的に産業廃棄物になりますので、産業廃棄物の処理の許可を持ってる事業者が基本的に受けますので、そういった処理できる業者が、受けるという形になるかというふうに思ってます。

○ 伊藤委員

処理したものを、民間の方が受け入れると思うんですけどそこでの受け入れの審査みたいのが県とか行うことはないと考えている

○ 古澤資源循環推進課総括課長

そうですね今のところ想定してるのは岩手県の方ではその書類だけは出してもらうということで、実際現場で、どういう処理するのかまでは、確認しないというふうには思っております。

○ 伊藤委員

県外からも一次処理したものが持ち込まれて、それを民間の会社が何かりサイクル品を作るっていう可能性はあるっていう。そこには岩手県のそういう審査はないと。

○ 池田資源循環推進課廃棄物対策担当課長

資源循環推進課池田と申します。基本的に本県の中で一次処理されたものが出ていく

と、それは廃棄物になりますので、おそらく相手先の県で廃棄物の県外搬入の事前協議があれば、行われるということになろうかと思います。ただ、出て行くときには本県と再度協議くださいということではございませんので、適切に県内で処理されれば、あとは次の処理がされる他県での審査という形態になるというものでございます。

○ 伊藤委員

その逆の場合はどうなのでしょう。受け入れとか一次処理したものを岩手県が受け入れるような場合は。

○ 池田資源循環推進課廃棄物対策担当課長

基本的に廃棄物という状態で入ってくることになれば同様に事前協議はしていただくことになります。

○ 伊藤委員

なるほど、はいわかりました。ありがとうございます。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございます。ちょっと専門的な、わかりにくいかもしれませんが、他にはいかがでしょうか。それでは、リモートの御出席の委員の皆様方から御質問ありましたらいただきたいと思います。御質問ある委員は挙手ボタン押していただければと思いますが、いかがでしょうか。特に、ございませんか。ありがとうございます。特に、会場の皆さんもよろしいですね。これで報告を終わらせていただきます。

次にその他なんですけれども、会場の委員の皆様方から何かございましたら、いただきたいと思います。よろしいでしょうか。リモートの出席の委員の皆様、何かその他で御発言等ありましたらいただきますがよろしいでしょうか。事務局の方、何かございませんでしょうか。はい、それでは特に御発言ないようですので、進行事務局の方にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 内城副部長兼環境生活企画室長

はい、渋谷会長大変ありがとうございました。

以上で本日の審議会を終了させていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。お疲れ様でございました。以上で締めさせていただきます。